

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会（以下「事業者」という。）が開設する「ショートステイ花ノ木の郷」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護[介護予防短期入所生活介護]の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態[介護予防にあっては要支援状態]にある高齢者等（以下「要介護者[要支援者]という。」）に対し、適正な短期入所生活介護[介護予防短期入所生活介護]を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ花ノ木の郷
- (2) 所在地 埼玉県桶川市大字加納1824番地1

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤、介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人（非常勤）
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1人以上(常勤)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 1人以上(兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 4人以上(常勤・非常勤)

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上(常勤、看護職員兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

※提供体制が整い次第、提供するものとする。

(7) 栄養士 1人以上(兼務)

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(指定短期入所生活介護等の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 利用定員 10人

(2) ユニット数及びユニットごとの利用定員

- ・ユニット数 1ユニット
- ・ユニットごとの利用定員 10人

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受ける。
- (3) 相当期間(概ね連続する4日以上)にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

なお、緊急やむを得ない場合が生じ身体拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じるものとする。

- ・身体拘束の適正化に関する指針を整備する。
- ・定期的に委員会を開催し、必要な検討・評価を行う。
- ・職員に対して身体拘束の適正化に関する研修を年2回以上実施する。
採用時研修でも研修を必ず実施する。
- ・上記措置の実施状況を記録し、必要に応じて改善を図る。

(6) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらい、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器等の管理を適正に行う。

(7) 入所者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

(8) 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

(9) 居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、包括的な支援を行う。

(10) 利用者及び職員の安全と尊厳を守るため、ハラスメントの防止に関して、以下の措置を講じるものとする。

- ・ハラスメント防止のための方針を明確にし、全職員に周知徹底する。
- ・利用者や職員からのハラスメントに関する相談に対応する相談窓口を設置し、その担当者を定める。
- ・ハラスメントに関する研修を年1回以上実施し、職員の意識啓発と防止策の理解促進を図る。
- ・必要に応じて、専門機関と連携し、適切な対応を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 前項に掲げる利用料のほか、短期入所生活介護サービスの提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

なお、上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（又は記名押印）を受けることとする。

(1) 滞在費 ユニット型個室 1日あたり2, 110円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費 1日あたり2, 160円

(朝食560円 昼食(おやつ含む)830円 夕食770円)

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (4) 嗜好品使用における居室電気料金 1日あたり 115円
- (5) 行事食 1食あたり 300円
- (6) 理美容代 カット2,000円・2,100円 顔そり500円
- (7) レクリエーション・クラブ活動費 1日あたり 120円
- (8) キャンセル料

サービス利用のキャンセルにあたっては、原則として前日17時までにご連絡をいただくようご協力をお願いします。利用直前（前日17時以降）にキャンセルのご連絡をいただいた場合、初日分の食費にかかる実費として、2,160円を請求させていただくものとする。

ただし、以下の場合にはキャンセル料の請求を行わない。

- ① 感染症の拡大等、施設側の運営上の事由によりサービス提供が困難であると施設が判断した場合
 - ② 急な職員の欠員等により、十分なサービス提供ができないと判断した場合
- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

（緊急時における対応方法）

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、桶川市、北本市、鴻巣市、上尾市の区域とする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法等防災関係法令に基づき、非常災害に関する具体的な消防・防災計画を策定し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 近年危惧されている巨大地震の発生や、巨大台風・ゲリラ豪雨等の風水害、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の蔓延等による非常事態・被害の発生に備え、業務継続計画（震災対策編、風・水・雪害編及び新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等感染症編）を策定するとともに、計画的に当該災害等による被害の減災のために必要な措置を講じる他、前項に掲げる訓練において、従業員に対し、当該業務継続計画（BCP）に基づく業務継続の確保について周知徹底を図るよう努める。

なお、業務継続計画（BCP）について、以下の措置を講じる。

- ・計画内容について、すべての従業員に対して定期的な周知を図る。
- ・年1回以上、BCPに基づく訓練を実施し、対応能力の向上を図る。
- ・訓練結果を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、入居者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のため、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。
- (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5)

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 「高齢者虐待防止のための指針」を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」を基に作成した法人の個人情報保護規程の内容を遵守し、適正に取り扱うものとする。

入職時には秘密保持の対象となる情報の漏洩がないように指導を行う。

また、退職以降も秘密保持の対象となる情報の漏洩がないように同様に指導を行う。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- （2）火気の取扱いに注意すること。
- （3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （4）その他管理上必要な指示に従うこと。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 認知症介護に関する理解を深め、適切なサービス提供を行うため、介護職員（介護福祉士、看護師等を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させる。
研修は、採用後1年以内に完了するものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(食費、嗜好品使用における居室電気料金)

(第7条2項(8)キャンセル料に伴う事項)

(第13条 個人情報の保護)